（民間人材サービス推進室並びに産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官）

第四十二条　雇用政策課に、民間人材サービス推進室並びに産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官それぞれ一人を置く。

2　民間人材サービス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の活用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の発達、改善及び調整に関すること。

3　民間人材サービス推進室に、室長を置く。

4・5　（略）

（削る）

第四十四条　削除

3　勤労者福祉事業室に、室長を置く。

4　労働金庫業務室は、労働金庫の事業に関する事務をつかさどる。

5　労働金庫業務室に、室長を置く。

（産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官）

第四十二条　雇用政策課に、産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官それぞれ一人を置く。

（新設）

2・3　（新設）

（略）

（システム計画官及び主任システム計画官）

第四十三条の二　労働市場センター業務室に、システム計画官及び主任システム計画官それぞれ一人を置く。

2　システム計画官は、命を受けて、電子計算組織による情報処理システムの設計及び運用に関する事務を行う。

3　主任システム計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たる。

（民間人材サービス推進室、若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官）

第四十四条　企画課に、民間人材サービス推進室、若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官一人を置く。

2　民間人材サービス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の活用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の発達、改善及び調整に関すること。

3　民間人材サービス推進室に、室長を置く。

4　若年者雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。

二　学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校、関係行政機関との間における連絡、援助又は協力に関すること。

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関すること。

四　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、学校卒業者その他これに類する者の雇用機会の確保に関すること。

六　学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。